

○立命館大学エポック立命21利用規程

2001年4月11日

規程第483号

(設置の目的)

第1条 立命館大学エポック立命21(以下、「エポック立命21」という。)は、立命館学園構成員の教育研究および正課・課外での諸活動の発展に寄与するものとして設置する。

(利用者資格)

第2条 エポック立命21を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 立命館学園の児童、生徒、学生および大学院学生
- (2) 教職員
- (3) 大学が設置する教育プログラムにもとづく留学生
- (4) その他学生部長およびBKC事務局長が特に認めた者

(罰則)

第3条 本規程および施行細則、利用要項に反する行為を行った者または団体に対して、学生部長およびBKC事務局長は、利用を停止することができる。

第4条 削除

(利用推進委員会)

第5条 エポック立命21の円滑な利用をはかるために、利用推進委員会をおく。

2 利用推進委員会の構成は別に定める。

(施行細則)

第6条 エポック立命21に関する施行細則は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会がこれを行う。

附 則(2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月15日から施行する。